# 「茅ヶ崎市屋外広告物条例の一部改正の考え方(案)」について のパブリックコメント実施結果

ーご協力ありがとうございました。一

2 意見の件数 12件

3 意見提出者数 2人

## 4 意見提出者年齢

| 年代 | 10代以下 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代以上 | 不明 |
|----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|----|
| 人数 | 人     | 人   | 人   | 人   | 人   | 人   | 2人    | 人  |

## 5 内容別の意見件数

|   | 項目           | 件 数 |   | 項 目           | 件 数 |  |
|---|--------------|-----|---|---------------|-----|--|
| 1 | 屋外広告物条例の改正全般 | 2件  | 3 | パブリックコメント手続きの | 5件  |  |
|   | に関する意見       |     |   | 実施方法に関する意見    |     |  |
| 2 | 安全性確保のための方策に | 2件  | 4 | その他の意見        | 3件  |  |
|   | 関する意見        |     |   |               |     |  |
|   |              |     |   | 合 計           |     |  |
|   |              |     |   |               |     |  |

茅ヶ崎市 都市部 景観みどり課 景観担当 0467-82-1111 (内線 2331、2332)

e-mail: keikanmidori@city.chigasaki.kanagawa.jp

# (意見及び市の考え方)

■屋外広告物条例の改正全般に関する意見(2件)

#### (意見1)

当パブコメー部改正は国の「・・・ガイドライン(案)」改正や「・・・安全点検・・・指針(案)」の策定と近年の・・・実態に合せた対応も必要となってきましたので条例の一部改正とありますが、2改正内容2-1弾力的な運用で多少説明はありますがもっと詳しく説明して欲しいです。

それは弾力的な運用と言ってそもそも当条例の趣旨である「良好な景観の形成、風致の維持、危害の防止が損なわれないかという点です。

弾力的な運用(エリアマネジメント活動・広告料収入・財源確保・エリアマネジメント広告・禁止物件禁止地域の適用除外)により景観等々が損なわれないかと思うからです。

#### (意見2)

#### 例えば一例

名古屋で美(美術)について見解が異なり市民も行政間でも意見が(対立)割れるように、主観によるところが大であると思うですから広告も景観等で同じことが言えると思うので、条例改正前に市民と行政との条文な話し合の場を作った上で実施して欲しいまた施行についても同上を十分配慮して実施して欲しい

#### (市の考え方)

エリアマネジメント広告の掲出に係る屋外広告物規制の弾力的な運用と広告付き案内図板、公共掲示板等の屋外広告物規制の弾力的な運用については、屋外広告物条例において、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を図るため特定の地域又は物件において広告物の掲出を禁止する「禁止地域」や、「禁止物件」に対して一定の条件のもと広告物の掲出を可能とするものであり、許可に際しては、慎重に審査する必要があります。

屋外広告物条例が目的とする良好な景観の形成や風致の維持は、ひとえに屋外広告物の規制によって実現するのではなく、景観資源の保全や建築物・工作物の形態意匠の規制誘導などと一体になって実現するもので、景観政策全体の中での整合性が求められます。

このため、審査に際しては、学識経験者や市民で構成され、良好な景観の形成に関する事項を審議する茅ヶ崎市景観まちづくり審議会の意見を聴くなど、十分に配慮した運用をしてまいります。

■安全性確保のための方策に関する意見(2件)

#### (意見3)

屋外広告物の点検報告を設置時および更新時の他に、3年毎に安全点検項目を点検資格者が報告する。

#### (市の考え方)

屋外広告物条例において、広告物の管理は、その広告物を設置する者又は管理する者とされ、補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければならないとしています。その中で、市は広告物等の種類ごとに定めた許可の期間の更新時に、自主点検報告書の提出を求め、管理者に課された管理義務を果たしているかの確認を行っています。

#### (意見4)

屋外広告物に「許可年月」をシール等で表示する。雨・風等3年以内にはがれ落ちないもの

#### (市の考え方)

屋外広告物条例に基づき、当該広告物が適正に許可を得て表示されていることを明らかにするため、許可時に証票を発行し、証票を貼付しなければならないとしています。 これまで、許可期間内にはがれ落ちたとの報告はありませんが、はがれ落ちるなどした場合には、再交付をするなどの対応をしていきます。

■パブリックコメント手続きの実施方法に関する意見(5件)

#### (意見5)

当パブコメの(意見募集)説明会を実施して欲しいと思います。(他のパブコメで説明会を実施しているのは少ないがありますね。)

#### (意見6)

説明会を実施すればPR(啓発)にもなると思う

#### (市の考え方)

本パブリックコメント手続の実施にあたっては、説明会は実施しておりませんが、当パブリックコメントは市民の皆さまのご意見を幅広く伺ったうえで条例等の案文を作成するため、基本的な考え方の段階で実施したものです。

パブリックコメントの実施にあたっては、市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、広報掲示板、公共施設への掲示、メール配信サービス、市役所内デジタルサイネージに加え、まちぢから協議会連絡会を通しての周知等、様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発を行い、幅広い方から意見募集が行えるよう努めてまいりました。

今後とも、計画策定等の際には、説明会やパブリックコメントをはじめとした市民参

加の方法を適切かつ効果的に実施してまいります。

#### (意見7)

他の(毎回の)パブコメの市民からの応募が非常に少ないと思う。これではパブコメ の意味がないと思う。

#### (意見8)

今回のパブコメの応募が他のパブコメ同様(市民の)応募者が少なく、また話し合の場がなく、そして審査会・議会にかける、もし形式的にすべてが進み施行されると後に問題が残らないか

#### (市の考え方)

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆さまからご意見をいただける重要な市民参加の機会であると認識しております。

実施にあたっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、広報掲示板、 公共施設への掲示、メール配信サービス、市役所内デジタルサイネージに加え、まちぢ から協議会連絡会を通しての周知等、様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発し ているところです。

パブリックコメント手続をはじめとした市民参加の方法の実施にあたっては、案件に 応じて組み合わせて実施するなど、参加の機会を幅広く提供することで充実を図るとと もに、引き続き積極的な情報提供に努め、周知啓発に取り組んでまいります。

#### (意見9)

#### 追記

当パブコメもそして施行も茅ヶ崎市自治基本条例を踏まえて(十分に)実施して欲しいです。

#### (市の考え方)

パブリックコメント手続につきましては、今後も茅ヶ崎市自治基本条例を踏まえて運用してまいります。

また、条例の施行に際して、事業者等に広く周知を図り、協力を得られるよう努めて まいります。

#### ■その他意見(3件)

その他3件のご意見をいただきました。